

**給与・年金以外の収入及び  
その他控除がある場合の書き方（裏面記入）**

①②③④⑤の収入がある場合は、  
表面の⑥の該当収入に を  
付けてください。

【記入のイメージ】  
以下の該当する項目に をつけ、詳細を裏面に記入してください。  
① 事業・不動産・配当・総合譲渡・一時・利子・山林・退職・分離(長期・長期)  
② 株譲渡・分離配当・先物

**10 源泉徴収票のない給与収入**  
源泉徴収票の交付が受けられない場合は、詳細を記入してください。  
【収入を確認できる書類（給与明細、通帳のコピー等）を添付】

10 源泉徴収票のない給与収入		11 事業（営業等・農業）所得に関する事項		12 不動産所得に関する事項	
月	日	科目	金額(円)	科目	金額(円)
1		売上金額		収入金額	
2		売上金額		その他	
3		売上金額		小計	
4		売上金額		売上金額	
5		売上金額		売上金額	
6		売上金額		売上金額	
7		売上金額		売上金額	
8		売上金額		売上金額	
9		売上金額		売上金額	
10		売上金額		売上金額	
11		売上金額		売上金額	
12		売上金額		売上金額	
合計					

**11 事業（営業等・農業）所得に関する事項**  
事業所得がある場合は①に記入してください。  
②不動産所得に関する事項  
不動産所得がある場合は②に記入してください。  
事業・不動産については、収入、必要経費を帳簿等で確認のうえ、記入してください。  
収入記入の根拠となる資料（帳簿等）は大切に保存してください。

**13 青色申告に関する事項**  
青色申告書の提出について税務署から承認を受けている場合は をつけてください。  
④専従者控除に関する事項  
事業、不動産の収入があり、生計を一にする親族を専従者としている場合は、④に記入してください。

**15 業務に係る雑所得**  
副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な収入がある場合は⑤に記入してください。  
【収入・経費がわかるものを添付】

**16 その他雑所得(公的年金等および業務に係る雑所得以外)**  
公的年金等の雑所得にも業務に係る雑所得にも該当しないその他の雑所得がある方は⑥に記入してください。  
生命保険契約の個人年金等  
【収入・経費がわかるものを添付】

**17 総合譲渡・一時**  
総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。  
特別控除額は「差引金額」から上限50万円まで申告できます。  
【支払われた金額がわかるものを添付】

**20 寄附金**  
【寄附金額がわかる領収書等を全て添付】  
なお、対象となる寄附金は令和2年中に支払いが済んでいるもので、次に該当するものである。  
・都道府県、市区町村（特別控除対象）への寄附金（ふるさと納税）  
・神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部、都道府県、市区町村（特別控除対象外）への寄附金  
・神奈川県が条例で指定した寄附金  
・大和市が条例で指定した寄附金  
申告する本人が支払った寄附金のみの対象となります。  
文化芸術・スポーツイベントの主催者への寄附に関しては別紙の を参照

**19 総合譲渡・一時所得に関する事項**  
総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。  
特別控除額は「差引金額」から上限50万円まで申告できます。  
【支払われた金額がわかるものを添付】

**21 総合譲渡・一時所得に関する事項**  
総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。  
特別控除額は「差引金額」から上限50万円まで申告できます。  
【支払われた金額がわかるものを添付】

**19 総合譲渡・一時所得に関する事項**  
総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。  
特別控除額は「差引金額」から上限50万円まで申告できます。  
【支払われた金額がわかるものを添付】

**19 総合譲渡・一時所得に関する事項**  
総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。  
特別控除額は「差引金額」から上限50万円まで申告できます。  
【支払われた金額がわかるものを添付】

**19 利子・山林・退職・分離(長期・短期・株・先物取引・上場株式等の配当等)**  
該当の所得がある場合は記入してください。【金額がわかるものを添付】  
確定申告をする必要の有無については税務署へ確認してください。  
上場株式等の譲渡所得・配当所得がある場合、特定口座で地方税(配当割・譲渡割)が特別徴収されている場合は申告不要とすることができます。申告することを選択する場合のみ記入してください。また、特別徴収されている地方税(配当割・譲渡割)がある場合は、金額を④に記入してください。  
退職金：退職所得がある方でも、地方税がすでに特別徴収されている場合は、申告する必要はありません。  
利子所得：日本国内の銀行等に預けた預金の利子は、申告する必要はありません。

**18 総合配当 21 配当割額・株式等譲渡所得割額控除**  
⑩総合配当所得に関する事項【配当金の計算明細書や特定口座年間取引報告書など金額がわかるものを添付】  
総合課税で申告する場合は記入してください。件数が多くて書ききれない場合は、所得金額合計のみ記入してください。必要経費に該当するものは、株式の元本を取得するために要した負債の利子のみです。  
非公開株の配当所得は申告する必要があります。  
上場株式等の配当所得がある場合、地方税(配当割)が特別徴収されている場合は、申告不要とすることができます。

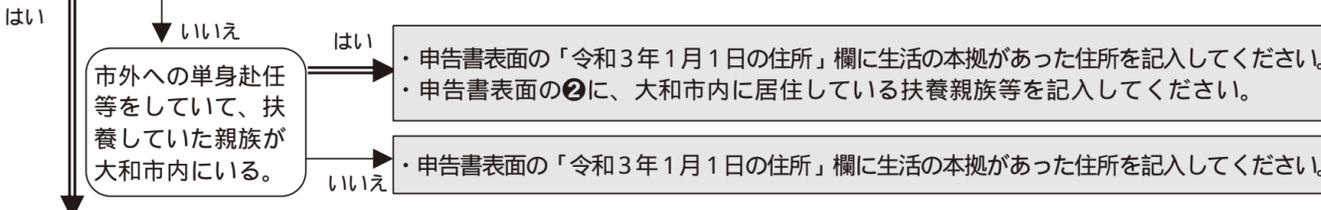
記入についてご不明な点がございましたら、大和市役所市民税課までお問い合わせください。 電話番号 046-260-5232~4

**令和3年度 市・県民税の申告の手引き**

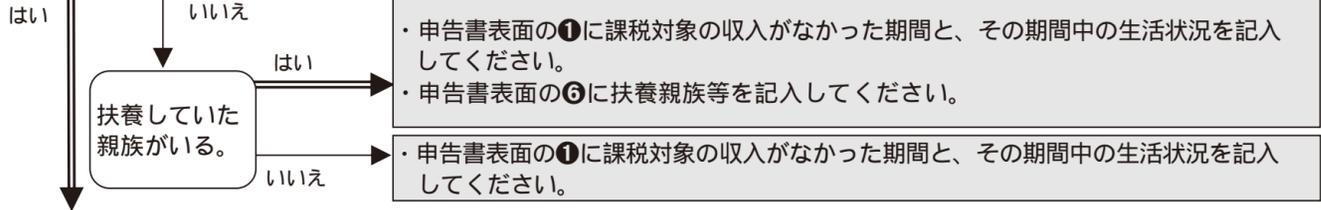
令和3年1月1日の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・個人番号を申告書に記入し、押印してください。  
そのほかの事項については、次の図を確認して申告書を記入してください。

令和3年4月より押印は不要になりました

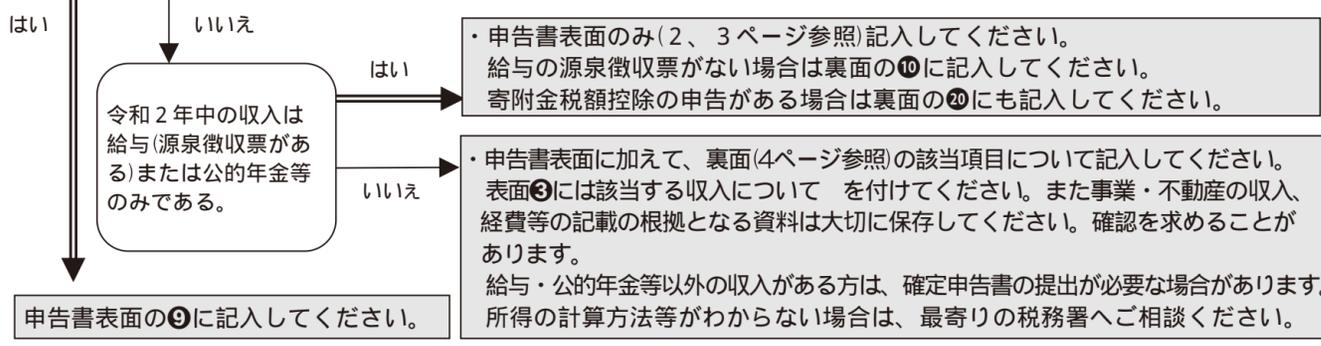
令和3年1月1日において、生活の本拠が大和市内にある。  
※生活の本拠とは、日常生活の状況、住民基本台帳登載の状況、職業、選挙権行使の状況、家族の生活状況等、生活関係の全ての面を総合し、その中心としている住所です。



令和2年中に課税対象の収入がある。 遺族年金、障害年金等は課税対象の収入にはなりません。



税務署へ、申告期限内に確定申告書を提出する予定がある。



記入が終わりましたら、キリトリ線で切り取り、市・県民税申告書と各種証明書、領収書等を同封の返信用封筒にて返送してください。  
・控えが必要な方は、記入済みの申告書の写しと、84円切手（価格改定があった場合には封筒返信に必要な切手）を貼った返信用封筒を同封してください。  
・申告の結果、市・県民税が非課税となった場合は通知等は送付しません。  
・税額の内容についてのご質問は市民税課へお問い合わせください。

**◆申告書にはマイナンバー<個人番号>の記載をお願いします!◆**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)」に基づき、平成28年1月からマイナンバー<個人番号>(以下、マイナンバー)の利用が始まりました。申告書を提出いただく際には必ず等を防ぐために、番号法に基づき本人確認(身元確認・番号確認)を行います。マイナンバーを記載していただくとともに、各確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。  
※マイナンバーカードは身元確認・番号確認の両方の確認書類としてご利用いただけます。

**<番号確認書類>**  
・マイナンバーカード  
・通知カード(氏名・住所等に変更がない場合のみ有効)  
・マイナンバー記載の住民票 など

**<身元確認書類>**  
・マイナンバーカード  
・運転免許証  
・パスポート  
・在留カード  
・公的医療保険の被保険者証  
・身体障害者手帳

申告がないと、次のような影響があります!

- ◇国民健康保険税や介護保険料などが正しく計算されません。
- ◇児童手当などの各種手当が受給できません。
- ◇市民税・県民税証明書が発行できません。
- ◇保育所の入所や公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります。
- ◇その他、各種行政サービスが受けられない場合があります。
- ◇100,000円以下の過料が科されることがあります。(大和市市税条例第42条)

### 4 所得から差し引かれる金額

#### ◆ 雑損控除【証明書を添付（災害関連支出の場合は領収書も添付）】

災害や盗難などによって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合の控除です。

#### ◆ 医療費控除【明細書を作成のうえ添付 ※領収書の代用は不可！】

令和2年中に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。なお、この控除を受ける方は下記の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができませんので、ご注意ください。  
あなた自身の医療費はもちろん、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った医療費も控除の対象となります。支払った医療費等欄には、医療費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、出産育児一時金、高額療養費、生命保険の入院給付金等により補てんされた金額を記入してください。

支払った医療費の合計  
(領収書と交通費の合計)

補てんされる金額  
(高額療養費や生命保険の給付金等)

所得の合計金額 × 5%  
(給与・年金所得については別紙を参考にしてください)  
または  
(所得が200万円以上の方)  
10万円

医療費控除額  
※上限200万円  
※マイナスの場合は0円

医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付する場合、下記を記入することで医療を受けた方の氏名や病院の名称などを省略することができます

医療費通知に記載された医療費の額 (のうち)その年中に支払った医療費の額 (のうち)生命保険や社会保険などで補てんされる金額	医療費通知に記載された医療費の額 (のうち)その年中に支払った医療費の額 (のうち)生命保険や社会保険などで補てんされる金額	医療費通知に記載された医療費の額 (のうち)その年中に支払った医療費の額 (のうち)生命保険や社会保険などで補てんされる金額
360,000円	110,000円	10,000円

医療費通知(医療費のお知らせなど)がない場合、もしくは通知以外の医療費がある場合については、領収書から下記を記入してください。

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額 (のうち)生命保険や社会保険などで補てんされる金額
大和 太郎	〇〇病院	診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	60,000円
大和 花子	××クリニック	診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	50,000円
合計			110,000円 10,000円

#### ◆ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)【明細書を作成のうえ添付(領収書の代用は不可!)及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示】

令和2年中に支払った特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費が一定額以上ある場合の控除です(申告者本人が健康の保持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることが必要)。  
なお、この控除を受ける方は従来の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。  
あなた自身の購入費はもちろん、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った購入費も控除の対象となります。支払った医療費等欄には、購入費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、生命保険や社会保険などで補てんされた金額を記入してください。  
※この特例の適用を受ける場合のみ医療費控除の特例欄に必ず☑をしてください。

スイッチOTC医薬品の購入費用合計

12,000円

医療費控除の特例控除額  
※上限 88,000円 ※マイナスの場合は0円

### 《要注意!》医療費控除についてのお知らせ

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」を作成するか、保険者が発行した支払い内容が明らかとなる「医療費通知」の添付が必要です。領収書の添付による代用は認められません!



#### ◆ 社会保険料控除【国民年金保険料は証明書等を添付】

令和2年中に支払った社会保険料をそれぞれの欄に記入してください。  
国保・後期・介護保険とは「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を指します。  
あなた自身の保険料はもちろん、生計を一にするご家族の社会保険料をあなたが支払っている場合も控除の対象となります(ご家族の年金から天引きされた「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を除く)。  
その他健康保険には、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料などを記入してください。

#### ◆ 小規模企業共済等掛金控除【領収書または証明書を添付】

令和2年中に支払った小規模企業共済の掛金(旧第2種を除く)、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法に規定する加入者掛金を記入してください。

#### ◆ 生命保険料控除【証明書を添付※ただし旧契約の生命保険料の支払額が9,000円以下の場合には証明書は不要】

令和2年中に支払った生命保険料額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。  
(旧契約) 平成23年12月31日以前に締結した契約(一般生命・個人年金の2種類)  
(新契約) 平成24年1月1日以降に締結した契約(一般生命・個人年金・介護医療の3種類)  
※どの契約に該当するかは保険会社発行の控除証明書の記載を参考にしてください。

#### ◆ 地震保険料控除【証明書を添付】

令和2年中に支払った地震保険料額・旧長期損害保険料額等を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。

令和3年度 市・県民税申告 (記入例) 令和3年4月より押印は不要になりました

必ず記入してください!  
※住所は1月1日にお住まいの住所  
※個人番号については1ページをご確認ください

前年中収入が無かった期間のある方  
前年 月 日から 月 日まで(課税対象の)収入がありませんでした。(該当番号を で囲む)  
1 収入がなかった期間(1月1日から前年12月31日まで)

種類	収入金額(円)	市役所収入
給与	2,600,000	23
専従	9	64
公的年金	1,000,000	62
雑務	裏面の⑨に詳細を記入してください。	63
その他	裏面の⑩に詳細を記入してください。	63

以下の該当する項目につけ、詳細を裏面に記入してください。  
営業等・農業・不動産・不当・総合課税・一時・利子・山林・退職・分限(短期・長期)課税・分限(短期・長期)課税

4 給与から差し引かれる金額(控除額は手引書を参照してください) 27

控除の種類	控除額(円)	市役所収入欄
雑損控除(証明書を添付)		30
医療費控除の特例(明細書を作成のうえ添付)	110,000	31
社会保険料控除	350,000	32
小規模企業共済等掛金控除(領収書添付)		33
生命保険料控除(証明書を添付)	75,400	45
地震保険料控除(証明書を添付)	43,200	57
本人対象の控除(該当する部分に記入してください)	12,300	46

6 配偶者・扶養親族に関する事項 扶養している配偶者・親族(16歳未満の扶養親族も含めて)を全記入してください

氏名	個人番号	生年月日	障害の種類・等級	扶養親族の氏名	個人番号	生年月日	障害の種類・等級
大和 花子	234567891234	26.6.11	身体/1	大和 太郎	123456789101	26.6.11	身体/1
大和 一郎	345678912345	24.11.11		大和 花子	234567891234	26.6.11	身体/1

7 所得金額調整控除に関する事項 給与収入が850万円以下の方は使用しません

氏名	配偶者	特別障害者	障害の種類・等級	扶養親族の氏名	個人番号	生年月日	障害の種類・等級
大和 太郎	配偶者			大和 花子	234567891234	26.6.11	身体/1
大和 花子		特別障害者	身体/1	大和 太郎	123456789101	26.6.11	身体/1

8 給与・公的年金以外の所得(給与以外)令和3年4月1日以前に65歳未満の方は給与と所得以外の所得に係る市・県民税徴収方法(で囲む)

9 確定申告書を出す方 法定印刷簿 税務署 提出年月日 令和 年 月 日

### 7 所得金額調整控除(子ども・特別障害者等)に関する事項

#### ◆ 所得金額調整控除(子ども・特別障害者等)

給与収入の合計額が850万円を超える方で、令和2年12月31日の現況において、次の項目に該当する場合は、その扶養親族について記入してください。  
(他の人が扶養控除を適用している)23歳未満(平成10年1月2日以降に生まれた人)の扶養親族がいる。  
(他の人が障害者特別控除を適用している)特別障害を持つ扶養親族がいる。  
扶養親族については、⑩の「扶養親族」を参照してください。  
所得金額調整控除(子ども・特別障害者等)は、扶養親族が他の人の扶養控除及び障害者控除の対象となっても、給与所得者ごとに重複適用が可能です。

#### 【参考】

所得金額調整控除(子ども・特別障害者等)とは、給与収入が850万円を超える給与所得者が、次の要件のいずれかの要件を満たす場合に適用され、給与収入より計算される給与所得金額から控除されます。

- 申告者本人が特別障害者に該当する
  - 年齢23歳未満(平成10年1月2日以降に生まれた人)の扶養親族を有する
  - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
- (控除額の計算) 控除額 = (給与収入 - 850万円) × 10%  
ただし、上記の計算式において給与収入が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算する。  
なお、⑩⑥への記入により適用の要件を満たしている場合は、⑦への記入の有無に関わらず、所得金額調整控除(子ども・特別障害者等)が適用されます。

### 3 収入金額等

#### ◆ 給与【源泉徴収票を添付】

給与所得の算出については別紙の を参照  
給与の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計額)を記入してください。  
源泉徴収票の交付を受けられない場合は、裏面⑩にも記入してください。

#### ◆ 公的年金【源泉徴収票を添付】

公的年金等に係る雑所得の算出については別紙の を参照  
公的年金等の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計額)を記入してください。  
遺族年金・障害年金を受給している方は金額を記入せず①の2に〇をしてください。

【参考】所得金額調整控除(給与所得と年金所得の双方を有する者)について  
給与所得及び公的年金による収入が両方あり、それぞれに所得が生ずる場合は、所得金額調整控除(給与所得と公的年金の双方を有する者)が適用され、給与収入より計算される給与所得金額から控除されます。  
(控除額の計算) 控除額 = 給与所得 + 公的年金に係る雑所得 - 10万円  
ただし、上記の計算式において、給与所得、公的年金に係る雑所得の上限は10万円

### 5 本人対象の控除

#### ◆ 障害者【身体障害者手帳等の写しを添付】

令和2年12月31日の現況において、障害者に該当する場合は障害の種類を で囲み等級を記入してください。障害者に該当するかについては⑩の「障害者控除」を参照してください。

#### ◆ ひとり親・寡婦

令和2年12月31日現在、次に該当する場合は、該当欄に記入。いずれも、本人の所得が500万円を超える場合、もしくは住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」などの事実上婚姻関係と同様の内容が記載されている場合は対象外です。  
(ひとり親)  
・婚姻歴や性別に関わらず、現に婚姻しておらず、所得が48万円以下の生計を一にする子を有する。  
(寡婦)  
・夫と離婚後、婚姻しておらず、所得が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族を有する。  
・夫と死別後、婚姻していない。

#### ◆ 勤労学生【学生証の写しを添付】

次の項目に全て該当する場合、学校名を記入し、学生証の写しを添付してください。  
・あなたが働いて得た給与・事業・退職・雑所得がある。  
・令和2年12月31日の現況において、大学、高校、専門学校(除外対象有)等の学生である。  
・合計所得が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得が10万円以下である。

### 6 配偶者・扶養親族に関する事項

#### ◆ 配偶者

扶養する配偶者が次の項目に全て該当する場合に記入してください。  
・令和2年12月31日(注1)の現況において、あなたと生計を一にしている。  
・配偶者の所得が48万円以下(注2)である。  
・他の人に扶養されておらず、事業専従者ではない。  
※あなたの所得が1,000万円を超える場合は「同一生計配偶者欄」にも記入してください。

#### ◆ 配偶者特別控除【根拠となる資料(給与の源泉徴収票の写し等)を添付】

あなたの所得が1,000万円以下で、令和2年12月31日(注1)の現況において、あなたと生計を一にしている配偶者に所得があり、配偶者特別控除を申告する場合には、配偶者の収入額とその他所得額を記入します。

【参考】配偶者控除・配偶者特別控除額と所得

配偶者控除	収入金額【給与収入の場合】	合計所得金額	納税者の合計所得金額			
			900万円以下 【1,095万円以下】	950万円以下 【1,145万円以下】	1,000万円以下 【1,195万円以下】	1,000万円超 【1,195万円超】
配偶者控除	103万円以下	48万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)	0円 (0円)
配偶者特別控除	155万円以下	100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	160万円以下	105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円
	166.8万円未満	110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円
	175.2万円未満	115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円
	183.2万円未満	120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
	190.4万円未満	125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
	197.2万円未満	130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
201.6万円未満	133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円	
	201.6万円超	133万円超	0円	0円	0円	0円

※( )書きの金額は、老人控除対象配偶者の場合の金額

#### ◆ 扶養親族

次の項目全てに該当する扶養親族(ただし、他の人の扶養控除の対象や白色/青色専従者控除の対象を除く)がいる場合に記入してください。  
・令和2年12月31日(注1)の現況において、あなたと生計を一にしている。  
・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)いわゆる里子または市町村長から養護を委託された老人である。  
・扶養親族の所得が48万円以下(注2)である。  
・あなたの営む事業の事業専従者でない。  
生年月日が平成17年1月2日以降の扶養親族には、扶養控除の適用はありませんが、市・県民税の非課税基準やひとり親・寡婦控除等に影響するほか、児童扶養手当や保育料など市・県民税以外の算定額に反映される場合もありますので、必ずご記入ください。

#### ◆ 障害者控除【身体障害者手帳等の写しを添付】

配偶者・扶養親族欄に記入した方について、令和2年12月31日(注1)の現況において次に該当する障害者がある場合は、障害の種類と等級を記入してください。  
(障害者控除の対象となる人) ※要介護認定はこの控除に該当しません  
・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の発行を受けている人  
・年齢65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている人  
上記以外にも障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

(注1) 令和2年中にお亡くなりになった場合は、その日  
(注2) 給与収入のみの場合 : 103万円以下  
年金収入のみの場合 : 65歳以上は158万円以下、65歳未満は108万円以下